

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	7	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産取得税 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
要望項目名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める産業高度化・事業革新促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の拡充・延長が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充・延長を講じる。</p> ・特例措置の内容 <p>産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充・延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p> 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、 同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、 同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項 </div>		
減収見込額	[初年度] - (▲31) [改正増減収額] -	[平年度] - (▲31)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自立型経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るための施策である。</p> <p>今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			

	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進												
	政策の達成目標	<p>1. 達成目標 ・沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加</p> <p>2. 測定指標 ・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加</p>												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間												
合理性	同上の期間中の達成目標	<p>1. 達成目標 ・令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。 ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円</p> <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p>												
	政策目標の達成状況	<p>平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,758億円であり、H24年以降増加傾向にあるものの、目標の5,600億円には達していない。</p> <p>しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,427</td> <td>4,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年工業統計調査結果（沖縄県）</p>		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年									
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758									
	要望の措置の適用見込み	今後、平年度29件の適用を見込む。												
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置												

予算上の措置等の要求内容及び金額	—
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることではなく、必要最小限の措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	(過去 5 年間の適用実績)													
	(単位：件、百万円)													
	法人住民税	適用額	H27 年度	H28 年度	H 29 年度	H30 年度	R1 年度							
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-							
	事業税	適用額	4	2	17	5	-							
	事業所税	適用額	0	1	0	0	-							
※地方税（法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分）・地方税（事業所税）について、平成 27 年度から平成 30 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。														
※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。														
※事業税に地方法人特別税を含んでいる。														
※事業所税については那覇市ののみの措置。														
※算定できないものについては、「-」と記載。														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(平成 30 年度実績)													
	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 559 千円、事業税 1,647 千円 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 37,450 千円、事業税 - 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（連結） 法人住民税 1,962 千円、事業税 2,894 千円 													
	※事業税に地方法人特別税を含んでいる。													
	※国税に連動しない場合は「-」を記載した。													
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。													
	なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。													
(測定指標)														
令和 3 年度までに														
	<ul style="list-style-type: none"> 本制度を活用した企業数 82 社 本制度を活用した設備投資額 320 億円 													
実績・見込 :				(単位：社、百万円)										
	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2							
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70							
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—							
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29							
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373							
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—							
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540							

※測定指標は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算
 ※活用企業数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
 ※活用企業数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出
 ※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出
 ※設備投資額（見込）は、H26 年度から H30 年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した 2.6 億円を用いて算出

前回要望時の達成目標	・令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。 一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5%（全国平均 20.7%）であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。 このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 創設 ○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 延長 ○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止 ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 拡充 ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 延長 ○平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 延長